

【区分3】

神奈川ゆめ奨学金 奨学生募集要項

1. 趣旨

神奈川ゆめ奨学金は、学ぶ意欲がありながら経済的理由により修学が困難な生徒に対して、奨学金を給付するとともに、社会の中で自分らしい生き方を実現できるための学びや体験の機会を、地域で活動している人、団体、行政などと広く連携・協同してつくり、応援することを目的とします。

2. 特色

神奈川ゆめ奨学金の特色は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付とし、返済の義務はありません。
- (2) 学力は問いません。
- (3) 子どもたちの意志に沿った学びや体験の機会を提供しています。また、参加に必要な交通費等も支給します。
- (4) 困ったときには気軽に相談できるフリーダイヤル「相談窓口」を設置しています。
- (5) 希望する奨学生には、卒業後も継続してキャリア支援や相談支援を行います。

3. 応募資格

奨学生となるためには、次のすべての要件を満たす必要があります。

- (1) 神奈川県内に在住している方。
- (2) 特別支援学校に入学を予定する方又は在学中の方で、支援団体等の推薦を受け継続して支援を受けられる方。
- (3) 市町村民税所得割額が非課税世帯の方。
- (4) 当財団が企画するサポート活動等に参加する意思のある方。
- (5) 財団が奨学金の給付を行うことを相当と認める方。

4. 応募書類について

- (1) 応募書類一式は、ホームページからダウンロードできます。
※2023年度版の様式を使用してください。旧様式では不備となります。
- (2) 応募書類の郵送を希望される方は、お電話・メール・ホームページからお申し込みください。
- (3) 事務局に応募書類到着後、メールまたは電話にて受領した旨をご連絡します。ご連絡がない場合には事務局までお問い合わせ下さい。
- (4) 応募書類に不備がある場合は事務局よりご連絡させていただきます。期日までに修正または再提出をいただけなかった場合は受理できません。

5. 応募方法

- (1) 下記提出書類を、簡易書留にて郵送してください。

〈提出先〉〒222-0033

横浜市港北区新横浜3-18-16 新横浜交通ビル
公益財団法人神奈川ゆめ社会福祉財団 事務局

〈提出書類〉

■神奈川ゆめ奨学生申請書（区分3）

■申請者と生計を共にしている方で収入のある方（別居含む）全ての収入を証明する書類

生活保護を受給していない場合	・令和5年度（令和4年中の所得）の住民税（非）課税証明書【原本】
生活保護を受給している場合	・生活保護受給者証明書【原本】 （令和5年1月以降の発行のもの）
遺族年金を受給している場合	・直近の年金決定通知書【コピー】
障害年金を受給している場合	・直近の年金決定通知書【コピー】
年金を受給している場合	・年金振込通知書【コピー】 （令和5年6月発行のもの）

【区分3】

■在学を証明する書類

特別支援学校に在学中の方	・在学証明書【原本】
--------------	------------

6. 採用予定人数
若干名

7. 奨学金の額及び期間と給付の方法

(1) 奨学金（月額） 10,000 円／期間：最大4年（高校卒業まで）
毎年4月に在学証明書及び前年の世帯収入を証明する書類を提出することで継続します。

(2) 入学準備金 30,000 円／お支払い日：進学先の入学証明書（合格通知）等の提出後
・入学前に奨学生決定通知を受けた方のみ
・入学証明書（合格通知）は原本の写し可。

(3) 進学就職等準備金 50,000 円／お支払い日：原則は卒業証書提出後
・卒業証書は原本の写し可。

※奨学生本人名義の銀行口座に振込させていただきます。

8. 給付の廃止・停止

次のような場合には、奨学金の給付を廃止します。

- (1) 奨学生であることを辞退するとき又は退学したときに給付を廃止。
- (2) 奨学生が、特別支援学校の在籍期間が4年を超えたときに給付を廃止。
- (3) 世帯の収入等の状況が変化し、非課税世帯ではなくなったときたときに給付を廃止。
- (4) 年度ごとに提出いただく必要書類が未提出の場合に、支給が停止されることがあります。

9. 選考方法

当財団の神奈川ゆめ奨学生選考委員会にて年2回選考を行います。

- ・前半：4月・5月・6月・7月・8月・9月中旬までの申請受付分は10月に選考します。
- ・後半：10月・11月・12月・1月中旬までの申請受付分は1月末頃に選考します。

10. 決定及び通知

(1) 神奈川ゆめ奨学生選考委員会の選考を経て理事会にて決定し、結果を書面にてご本人に通知します。

(2) ・入学前に奨学生決定通知を受けた方：進学先の入学証明書（合格通知）を速やかに提出してください。ご提出書類がすべて揃った時点で、正式に当財団の奨学生として採用となります。三者面談後、入学準備金の支給手続きを開始いたします。

・特別支援学校に在学中の方：三者面談終了後、当月末又は翌月末日の支給手続きを開始いたします。

11. 奨学生採用決定後の面談

申請者、申請者の保護者または生活を支えている方、当財団事務局による三者面談を行い、当財団奨学金制度の説明及び必要書類をご提出いただきます。

12. 当財団が企画するサポート活動等の必須参加について

下記については必ずご参加いただきます。(採用時期によって異なります)

- ・第1回まなびれっじ体験交流会（採用決定時開催日時をご案内します）
- ・高校2年の進級時に面談を実施
- ・年度末に実施する振り返りアンケートの提出

13. 個人情報保護の取り扱い

(1) 当財団は個人情報方針に基づき、奨学金事業で取得する個人情報を厳格に管理します。

個人情報保護方針については、当財団ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。（神奈川ゆめ社会福祉財団ホームページ <https://kanagawa-s.or.jp>）

(2) 当財団の個人情報保護方針に掲げる「財団が管理する個人情報の利用目的」により、必要がある場合には学校や関係機関と連絡・情報共有を行うことがあります。

(3) 応募書類は返却等致しませんので、ご了承ください。応募書類につきましては、当財団個人情報保護方針に基づき適正に取り扱いさせていただきます。

【区分3】

14. その他

(1) 他の奨学金との併給について

当財団奨学金は、他の奨学金との併給についての制限はありません。ただし、他の奨学金は、併給を認めていない場合がありますので事前にご確認ください。

(3) 生活保護世帯の方にご確認いただきたいこと

平成26年6月1日文部科学省中等局通達で、収入認定除外費用として「修学旅行費、クラブ活動費、学習塾費用、私学授業料の公費補助等の不足分など」を認定しています。奨学金を、これらの費用に充当すると申し出れば収入認定されず、生活保護費は減額されません。

15. 応募から給付までの流れ

期間目安	内容
	申請書類 提出
11月・翌年2月の理事会終了後	奨学生選考・決定／採用通知（案内）発送
通知から2週間以内	三者面談実施 <入学証明書（合格通知）など書類提出>
面談実施日の当月末又は翌月末日	奨学金（毎月）支給開始

【お問い合わせ・申請書記入個別説明会申し込み】



公益財団法人神奈川ゆめ社会福祉財団 事務局
TEL : 0120 - 302 - 895（月～金：10時～17時）
メール : yume@kanagawa-s.or.jp

